

エクスプレス予約サービスに関する特約

（第1条：エクスプレス予約サービス）

1. エクスプレス予約サービス（以下「本サービス」という。）とは、「JR東海エクスプレスサービス会員規約」（以下「会員規約」という。）第1条第1項中の「JR東海エクスプレスサービス会員IDを利用したすべてのサービス」の一種であり、携帯電話又はパソコン等による申込により、別に定める乗車券類の購入、変更、払戻等（以下「乗車券類の購入等」という。）を行うことのできるサービスをいいます。本サービスの利用を希望する者は、JR東海エクスプレスサービス会員登録手続きに際して携帯電話又はパソコン等の画面に表示される特約に「同意する」ボタンを押すことにより本特約の内容を承諾しているものとみなします。
2. 本サービスは、会員規約に基づき、JR東海エクスプレスサービス会員として登録されている者（以下「会員」という。）に限り利用できるものとします。

（第2条：本特約の効力）

1. 本特約は、会員規約の特約であり、会員規約と重複又は競合する内容については、本特約を優先して適用することとします。また、会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容を除き、乗車区間に応じて東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）又は他社の定める運送約款（旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。）によります。
2. 当社は、事前に会員に通知することなく本特約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本特約を変更した場合、会員が本サービスまたは会員規約に定めるサービスを利用したことをもって、変更後の特約に同意したものとみなします。また、会員は本特約を遵守するものとします。
3. 当社は、前項の変更起因して、会員または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

（第3条：利用環境、受付期間、受付時間、回答時間）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、原則として当社が別に定めるWebサイト上で周知するものとします。
2. 本サービスを利用した乗車券類の購入等の受付期間、受付時間及び所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、原則として当社が別に定めるところによるものとします。

（第4条：申込）

本サービスにおいて、会員は、当社より付与されたID及びパスワードを入力する等、当社が別に定める方法による携帯電話又はインターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等を行うことができるものとします。

（第5条：回答方法、契約の成立、決済）

1. 会員が本サービスを利用した場合、会員がJR東海エクスプレスサービス会員登録手続きを行う際に会員番号を入力した会員規約第2条第1項記載の各会員規約に基づき発行されるカード（以下「会員のエクスプレス・カード」という。）によって決済することとします。したがって、会員の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、会員のエクスプレス・カード利用可能額による制限を受けます。

2. 乗車券類の変更、払戻等（第8条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む。）により過不足金が生じた場合の精算は、原則として会員のエクスプレス・カードにより決済することとします。
3. 会員の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又は会員がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話・スマートフォン専用サイトでの申込を除く）に対する当社からの回答の通知は、会員がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信により行うものとします。
4. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、会員が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、会員と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとします。なお、当社は会員に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。
5. 会員が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続が行われるものとします。
6. 会員は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、別に定めるカスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

（第6条：契約成立後の乗車券類の扱い）

1. 本サービスにより会員が購入、変更した乗車券類については、会員が受取、払戻を行うまでの間、当社において保管するものとします。
2. 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に定める場合を除き、当社又は他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

（第7条：受取）

1. 会員は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第6条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。
2. 前項の受取を行う際には、会員のエクスプレス・カード又はEX-ICカードのほか、第5条第4項に基づき当社が通知したお預かり番号の提示等、及び会員が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力が必要になります。ただし、当分の間は、会員のエクスプレス・カードの暗証番号の入力でも受取が可能です。また、当社の駅等の窓口でエクスプレス・カードによる受取を行う場合は、当社所定の帳票への自署等によることができます。
3. 第1項の乗車券類の受取期間は、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができません。
4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとします。
 - (1) 当該受取期間の経過によってもまだ有効期間の残っている乗車券類については、受取期間が経過した翌日に会員から請求があったものとみなして払戻を行います。なお、この場合、当社が行う払戻は、会員のエ

クспレス・カードにより決済することとし、現金による取扱いはいたしません。

(2) 当該受取期間の経過をもって有効期間を経過した乗車券類については一切払戻を行いません。

5. 会員が会員規約第2条第1項に該当しなくなった時点で、当社が第6条第1項により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点における日付をもって、第3項に規定する受取期間の満了日とみなすものとします。

(第8条：受取後の乗車券類の扱い)

会員が第7条第1項により受取をした後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、会員は当社の駅等の窓口又は別に定める当社の端末等において、会員のクспレス・カードの提示等を行うものとします。

(第9条：変更の可能性)

当社は、以下の事柄について変更する可能性があります。また、この変更に起因して、会員又は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとします。

(1) 第3条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間及び所要回答時間

(2) 第4条の申込方法

(3) 第5条第6項のカスタマーセンターの電話番号、受付時間等

(4) 第7条第1項及び同第2項の受取窓口、受取方法

(5) 第7条第3項の受取期間

(6) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容

(第10条：例外的扱い)

当社は、当社が特に必要と認めた場合、本特約の規定と異なる扱いをすることができるものとします。

改定日 平成25年10月21日

エクスプレス予約サービスに関する特約（ビューカード会員用）

（第1条：エクスプレス予約サービス）

1. エクスプレス予約サービス（以下「本サービス」という。）とは、「JR東海エクスプレスサービス会員規約（ビューカード会員用）」（以下「会員規約」という。）第1条第1項中の「JR東海エクスプレスサービス会員IDを利用したすべてのサービス」の一種であり、携帯電話又はパソコン等による申込により、別に定める乗車券類の購入、変更、払戻等（以下「乗車券類の購入等」という。）を行うことのできるサービスをいいます。本サービスの利用を希望する者は、会員規約第2条第4項の定めにより、JR東海エクスプレスサービス会員IDを利用したすべてのサービス（以下「JR東海エクスプレスサービス」という。）の利用開始申込を行うに際して携帯電話又はパソコン等の画面に表示される特約に「同意する」ボタンを押すことにより本特約の内容を承諾しているものとみなします。
2. 本サービスは、会員規約に基づき、JR東海エクスプレスサービス会員として登録され、JR東海エクスプレスサービスの利用開始申込に対して当社の承諾を受けた者（以下「会員」という。）に限り利用できるものとします。

（第2条：本特約の効力）

本特約は、会員規約の特約であり、会員規約と重複又は競合する内容については、本特約を優先して適用することとします。また、会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容を除き、乗降区間に応じて東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）又は他社の定める運送約款（旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。）によります。

（第3条：利用環境、受付期間、受付時間、回答時間）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、原則として当社が別に定めるWebサイト上で周知するものとします。
2. 本サービスを利用した乗車券類の購入等の受付期間、受付時間及び所要回答時間等は、原則として当社が別に定めるところによるものとします。

（第4条：申込）

本サービスにおいて、会員は、当社より付与されたID及びパスワードを入力する等、当社が別に定める方法による携帯電話又はインターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等の申込等を行うことができるものとします。

（第5条：回答方法、契約の成立、決済）

1. 会員が本サービスを利用した場合、会員がJR東海エクスプレスサービスの利用開始申込を行う際に会員番号を入力したビューカード（以下「会員のビューカード」という。）によって決済することとします。したがって、会員の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、会員のビューカード利用限度額による制限を受けます。
2. 乗車券類の変更、払戻等（第8条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む）により過不足金が生じた場合の精算は、原則として会員のビューカードにより決済することとします。

3. 会員の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示により行うものとします。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話専用サイトでの申込をのぞく）に対する当社からの回答の通知は、会員への通知用として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信により行うものとします。
4. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、会員が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、会員と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとします。なお、当社は会員に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。
5. 会員が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続が行われるものとします。
6. 会員は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、別に定めるカスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

(第6条：契約成立後の乗車券類の扱い)

1. 本サービスにより会員が購入、変更した乗車券類については、会員が受取、払戻を行うまでの間、当社において保管するものとします。
2. 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に定める場合を除き、当社又は他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

(第7条：受取)

1. 会員は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第6条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。
2. 前項の受取を行う際には、会員のビューカード又はエクスプレス予約会員証のほか、第5条第4項に基づき当社が通知したお預かり番号の提示等、及び会員が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力が必要になります。ただし、当分の間は、ビューカードの暗証番号の入力でも受取を可能とします。また、当社の駅等の窓口でビューカードによる受取を行う場合は、当社所定の帳票への自署等によることができます。
3. 第1項の乗車券類の受取期間は、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等を行うことができません。
4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとします。
 - (1) 当該受取期間の経過によってもまだ有効期間が残っている乗車券類については、受取期間が経過した翌日に会員から請求があったものとみなして払戻を行います。なお、この場合、当社が行う払戻は、会員のビューカードにより決済することとし、現金による取扱いはいたしません。
 - (2) 当該受取期間の経過をもって有効期間を経過した乗車券類については一切払戻を行いません。
5. 会員が会員規約第2条第1項に該当しなくなった時点で、当社が第6条第1項により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点における日付をもって、第3項に規定する受取期間の満了日とみなすものとします。

(第8条：受取後の乗車券類の扱い)

会員が第7条第1項により受取をした後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、会員は当社の駅等の窓口又は別に定める当社の端末等において、会員のビューカードの提示等を行うものとします。

(第9条：変更の可能性)

当社は、以下の事柄について変更する可能性があります。また、この変更に起因して、会員又は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとします。

- (1) 第3条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間及び所要回答時間
- (2) 第4条の申込方法
- (3) 第5条第6項のカスタマーセンターの電話番号、受付時間等
- (4) 第7条第1項及び第2項の受取窓口、受取方法
- (5) 第7条第3項の受取期間
- (6) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容

(第10条：例外的扱い)

当社は、当社が特に必要と認めた場合、本特約の規定と異なる扱いをすることができるものとします。

改定日 平成25年10月21日